

平成24年(ワ)第3671号、平成25年(ワ)第3946号、平成27年(ワ)第287号、平成28年(ワ)第79号、平成29年(ワ)第408号、平成30年(ワ)第878号、令和3年(ワ)第3509号 大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本修三 ほか3444名

被告 国 ほか1名

第9準備書面

令和7年9月5日

京都地方裁判所第6民事部合議はB係 御中

被告国訴訟代理人

熊谷明彦



被告国指定代理人

田中優希



神永 暁



古賀俊行



島田裕充



松浦 究



稲田幸恵



米内敬子



大崎美和



三	宅	慶	彦	
新	井	吐	夢	
鶴	園	孝	夫	
藤	田	悟	郎	
金	澤	宏	明	
中	曾	根	佳	
佐	藤	清	和	
吉	田	彩	乃	
松	本	侑	里香	
大	浅	田	薰	
吉	田	匡	志	
田	上	雅	彦	
小	林	源	裕	
後	藤	堯	人	
井	藤	志	暢	
石	本	正	明	
塩	尻	浩	貴	

兼 重 直 樹 

奥 崎 鴻 生 

仲 村 淳 一 

長 江 博 

平 林 昌 樹 

高 橋 優 太 

藤 澤 楨 吾 

高 野 駿 

登 崎 涼 

吉 野 彰 浩 

金 山 晃 大 

長 田 沙瑛花 

芳 賀 星 帆 

山 本 宣 行 

伊 藤 純 一 

安 藤 成 純 

瀧 澤 悠 隼 

(目次)

第1	事案の概要等	7
第2	国賠法1条1項の違法が認められるためには、権利ないし法的利益の侵害が必要であること（被告国第3準備書面第1・5及び6ページ参照）	8
第3	本件現在給付請求は理由がないこと	9
1	原告らの主張する被侵害利益	9
2	原告らの主張する被侵害利益は、国賠法1条1項の適用上、法的保護の対象となる余地がないこと（被告国第1準備書面第4の2(2)・34及び35ページ、被告国第2準備書面第3の2(1)ないし(5)・10ないし40ページ、被告国第3準備書面第2の2・6ないし9ページ、被告国第7準備書面第1の2(1)・8ないし11ページ参照）	9
3	原告らの指摘する各事情によっても、原告らに対する不法行為の成立を肯定し得るだけの切迫した危険が客観的に生じているとは認められないこと	11
(1)	立地審査指針を用いないことに不合理な点はなく、これを用いるべき必要性も認められないことから、これにより本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではないこと（被告国第2準備書面第3の2(6)・40ないし51ページ参照）	11
ア	原告らの主張の要旨	11
イ	立地審査指針を用いないことに不合理な点はなく、発電用原子炉施設の敷地境界とは別に、発電用原子炉施設の公衆からの一定の離隔に関する立地評価をする必要性も認められないこと	11
(2)	大飯原発大阪地裁判決の判示をもって、本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではないこと（被告国第3準備書面第2の3・9ないし15ページ参照）	14

ア	原告らの主張の要旨	14
イ	大飯原発大阪地裁判決の判示はそもそも誤っている上、仮にこの点をおいたとしても、同判決が判示した地震モーメントの値の上乗せやその要否の検討といったことは本件発電所の耐震安全性の充足に有意な影響を及ぼすものではないこと	14
(3)	DNPの噴出規模に係る新知見をもって、本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではないこと（被告国第4準備書面参照）	18
ア	原告らの主張の要旨	18
イ	本件バックフィット命令発出の際、原子力規制委員会において、大山は活火山ではなく噴火が差し迫った状況にあるとはいえず、原子力規制委員会が認定したDNPの噴出規模の噴火による降下火砕物により本件発電所が大きな影響を受けるおそれがある切迫した状況にはないことが確認されている上、本件バックフィット命令後に行われた各種適合性審査においても、DNPの噴出規模に係る新知見に基づき想定される火山事象（降下火砕物）が本件発電所に大きな影響を与えるものではないことが確認されていること	18
(4)	本件発電所の周辺住民の避難計画等の有効性や実効性に係る事情をもって、本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではないこと（被告国第5準備書面及び同第6準備書面参照）	19
ア	原告らの主張の要旨	19
イ	深層防護の考え方における第1から第4までの防護階層に相当する事項の有効性が確認されている場合、第5の防護階層である原子力災害対策に対する避難計画等に係る事情のみをもって、原告らの生命、身体、健康に対する具体的危険性を肯定する余地はないこと	20
(5)	新規制基準や本件発電所における基準地震動の策定過程を問題視する石橋氏の意見をもって、本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではな	

いこと（被告国第7準備書面参照）	23
ア 原告らの主張の要旨	23
イ 原告らの前記各主張には理由がないこと	23
ウ 本件発電所の基準地震動の策定過程が設置許可基準規則の解釈別記2の 5 2の規定等に合致しないとする石橋氏の証言は、同規定等とは異なる独 自の見解に基づくものであり、当該証言をもって本件発電所の具体的危険 性が基礎づけられるものではないこと	26
(6) 原子炉施設においては絶対的安全性が必要であるとする池内氏の意見をも って、本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではないこと（被告 国第8準備書面参照）	32
ア 原告らの主張の要旨	32
イ 原子炉施設においては絶対的安全性が必要であるとする池内氏の見解は、 原子炉等規制法等の規制法令や伊方最高裁判決の趣旨と整合しないもので あること等	32
第4 結語	33

被告国は、本準備書面において、はじめに、事案の概要等（後記第1）に加え、原告らの訴えのうち現在給付請求に係る部分（本件現在給付請求）に関し、国賠法1条1項の違法が認められるためには、権利ないし法的利益の侵害が必要であること（後記第2）を再論した上で、原告らの主張する被侵害利益は、国賠法1条1項の適用上、法的保護の対象となる余地がなく、本件現在給付請求は理由がないことにつき、従前の被告国の主張を整理するとともに、第45回及び第47回口頭弁論期日における石橋氏の証言が大飯発電所3号機及び4号機の具体的危険性を基礎づけるものではないことを、必要と認める範囲で指摘する（後記第3）。

なお、略語等は、本準備書面で新たに定めるもののほかは、従前の例によることとし（ただし、あえて略語を用いない場合もある。）、第43回口頭弁論期日の口頭弁論調書と一体となる赤松純平氏（以下「赤松氏」という。）の本人調書の速記録の該当ページは「赤松本人調書〇ページ」、第47回口頭弁論期日の口頭弁論調書と一体となる石橋氏の証人調書の速記録の該当ページは「石橋証人調書(2)〇ページ」と記載して引用する（参考に、本準備書面末尾に略語表を添付する。）。

また、被告国の答弁書及び平成27年10月20日付け第1準備書面ないし令和7年3月28日付け第8準備書面は、それぞれ「被告国答弁書」、「被告国第〇準備書面」等と表記する。

第1 事案の概要等

本件は、原告らが、大飯発電所3号機及び4号機（以下「本件発電所」という。）には安全対策に致命的な欠陥があり、過酷事故が発生する危険性が高いにもかかわらず、被告国において、必要な規制権限を行使せず、本件発電所がいつでも運転し得る状況に置くことによって、本件発電所の放射性物質の有する潜在的危険性が顕在化することへの恐怖感、不安感を抱かずに生活を送る原告らの権利ないし利益が侵害されているなどと主張して、被告国に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償を請求している事案である。

なお、原告らの訴えのうち、本件将来給付請求において、原告らが主張する将来の不法行為は本件発電所の使用ないし原子炉の運転であるところ、将来における本件発電所の使用・運転が違法性を帯びるか否か及びこれによって原告らが被る損害の有無、程度は、本件発電所に係る法的規制、各原子炉の運転状況、本件発電所の保守管理状況、原告らの生活状況、居住環境といった変動の可能性がある諸事情によって左右されるものであり、現時点において将来におけるこれらの事実関係ないし法律関係を一義的に明確に認定することはできないから、本件において原告らが主張する将来の不法行為に基づく将来の損害賠償請求権は、将来の給付の訴えにおける請求権としての適格を欠き、本件将来給付請求に係る訴えは不適法である（被告国答弁書第2・5ないし7ページ）。

そこで、以下では、原告らの訴えのうち、本件現在給付請求における原告らの主張、すなわち、本件発電所に対する原子力規制委員会等の規制権限不行使が国賠法1条1項の適用上違法である旨の原告らの主張に対し、被告国の反論を改めて述べる。

第2 国賠法1条1項の違法が認められるためには、権利ないし法的利益の侵害が必要であること（被告国第3準備書面第1・5及び6ページ参照）

国家賠償制度が国民の権利ないし法的利益に対する侵害を救済するものであることの当然の帰結として、国賠法1条1項の違法が認められるためには、個別の国民の権利ないし法的利益に対する侵害が必要である。

これは、国賠法が民法の不法行為（同法709条以下）の特別法であることから明らかであり、この点についての判例（最高裁昭和43年7月9日第三小法廷判決・集民91号639ページ、最高裁昭和63年6月1日大法廷判決・民集42巻5号277ページ、最高裁平成2年2月20日第三小法廷判決・集民159号161ページ等）においても、「法律上の利益ないし権利」、「法的利益」、「法律上保護された利益」の侵害がなければ、国賠法1条1項に基づく損

害賠償請求をすることができないことを当然の前提とした判示が繰り返されている。

第3 本件現在給付請求は理由がないこと

1 原告らの主張する被侵害利益

原告らは、被侵害利益に関して、「原発（原子炉施設）がいつでも運転しうる状況に置くことは、原告らが常にいつ生命・身体・健康等に甚大な被害が発生するかわからない差し迫った具体的危険性のもとでの生活を強いるものである。国による（中略）規制権限の不行使は、原告らが生命、身体、健康を維持し、快適な生活を営む権利、すなわち、人格権（憲法13条）、生存権（憲法25条）、平和的生存権（憲法前文）を侵害するものである。」などと主張する（原告ら第82準備書面9ページ等）。

2 原告らの主張する被侵害利益は、国賠法1条1項の適用上、法的保護の対象となる余地がないこと（被告国第1準備書面第4の2(2)・34及び35ページ、被告国第2準備書面第3の2(1)ないし(5)・10ないし40ページ、被告国第3準備書面第2の2・6ないし9ページ、被告国第7準備書面第1の2(1)・8ないし11ページ参照）

(1) まず、原告らは、いずれも単に抽象的に人格権を侵害されて精神的損害を被っていると主張するのみで、多数いる原告らのうち、誰が、具体的にいかなる内容の権利、利益について、どのような態様、程度の侵害を受けたのか等について何ら明らかにしていないから、そもそも被侵害利益の主張として失当である。

(2) この点をおき、仮に、原告らが主張する被侵害利益を、被告国の行為（被告国が被告関西電力に対し本件発電所の稼働を認めていること）によって本件発電所の放射性物質の有する潜在的危険性が顕在化することへの恐怖感、不安感を抱かずに生活を送る権利ないし利益であると解したとしても、その

ような権利ないし利益は、国賠法1条1項の適用上、保護の対象となる余地がないものである。

すなわち、そもそも主観的な精神的苦痛ないし損害は、その発生、内容、程度等が人により千差万別であるから、その全てを賠償すべきものとするとはできない。「一般的には各人の価値観が多様化し、精神的な摩擦が様々な形で現れている現代社会においては、各人が自己の行動について他者の社会的活動との調和を十分に図る必要があるから、人が社会生活において他者から内心の静穏な感情を害され精神的苦痛を受けることがあっても、一定の限度では甘受すべきもの」であるとされている（最高裁平成3年4月26日第二小法廷判決・民集45巻4号653ページ）ことからしても、人が社会生活を送っていく中で様々な局面において危険を感知したという場合に、危険を感知さえすればかかる危険を生じさせている者に対して不法行為の成立を直ちに肯定し得るものではないのであって、これを肯定し得るためには、当該危険によりもたらされた恐怖感、不安感が不法行為法による保護に値する程度のものであることを要するというべきであり、そのためには、少なくとも、当該危険が重大なものであり、その発生が切迫している状況が客観的に生じていることが必要である（東京高裁令和5年4月6日判決・乙第103号証、東京地裁平成9年4月23日判決・判例タイムズ983号193ページ、東京高裁平成15年9月29日判決・訟務月報51巻5号1154ページ等参照）。

これを本件についてみるに、本件発電所については、福島第一発電所事故の教訓を踏まえて強化された新規制基準への適合性が確認され、災害の防止上十分であることが確認されているのであるから、福島第一発電所事故のように原子力発電所から大量の放射性物質が放出されるような事故が生じる具体的危険性は認められない。また、現にそのような事故が生じたこともないことからすれば、本件で原告らが主張しているのは、原子炉の一般的、潜在

的危険性を前提とした抽象的な恐怖感、不安感が生じていることをもって権利又は法律上保護される利益が侵害されているというにとどまるものと解され、被告国の行為により、原告らに対する不法行為の成立を肯定し得るだけの切迫した危険が客観的に生じていると評価することはできないから、国賠法1条1項の「違法」の前提となる権利又は法律上保護される利益の侵害のいずれも認められる余地はない。

これに対して、原告らは、①新規制基準に基づく審査において、立地審査指針を用いていないこと、②大飯原発大阪地裁判決があること、③DNPの噴出規模に係る新知見があることに加え、④本件発電所の周辺住民の避難計画等の有効性や実効性に関する事情、⑤新規制基準や本件発電所における基準地震動の策定過程を問題視する石橋氏の見解、⑥原子炉施設においては絶対的安全性が必要であるとする池内氏の見解をもって、それぞれ本件発電所の具体的危険性が基礎づけられる旨主張するが、後記3のとおり、かかる主張にはいずれも理由がない。

3 原告らの指摘する各事情によっても、原告らに対する不法行為の成立を肯定し得るだけの切迫した危険が客観的に生じているとは認められないこと

- (1) 立地審査指針を用いないことに不合理な点はなく、これを用いるべき必要性も認められないことから、これにより本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではないこと（被告国第2準備書面第3の2(6)・40ないし51ページ参照）

ア 原告らの主張の要旨

原告らは、新規制基準に基づく審査において、立地審査指針を用いないことが不合理である旨主張する（原告ら第54準備書面15及び16ページ）。

- イ 立地審査指針を用いないことに不合理な点はなく、発電用原子炉施設の敷地境界とは別に、発電用原子炉施設の公衆からの一定の離隔に関する立

地評価をする必要性も認められないこと

(7) 立地審査指針及び同指針における原則的立地条件について

立地審査指針とは、原子力委員会が昭和39年5月27日に決定した「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて」を、原子力安全委員会が平成元年3月27日に一部改訂したものであり（乙第51号証）、平成24年改正前原子炉等規制法の下においては、「災害の防止上支障がないものであること」の基準に係る指針の一つとして利用されていた。

立地審査指針の概要及び同指針における原則的立地条件については、被告国第2準備書面第3の2(6)ア及びイ（40及び41ページ）において述べたとおりである。

(4) 原子炉等規制法下における立地審査指針の位置づけ

a 平成24年改正前原子炉等規制法においては、深層防護の第4の防護階層に相当する重大事故等対策が法律上の要求事項とされておらず、事業者の自主的な対応という位置づけにとどまっていたところ、かかる状況下において、立地審査指針は、重大事故等に起因して発生し得る放射性物質の放出による影響の緩和を目的とするという点において、一定の役割を担ってきた（乙第87号証389及び390ページ）。

しかしながら、平成24年法律第47号による改正後の原子炉等規制法は、重大事故等対策を法律上の要求事項とし、同法の委任を受けて策定された設置許可基準規則も、立地審査指針における「重大な事故」及び「仮想事故（立地審査指針における重大事故を超えるような技術的見地から起こるとは考えられない事故）」に対する立地評価よりも厳しい条件設定をした上でそれに対する安全対策を要求しており、深層防護の考え方をより一層強化したものとなっている（同号証394、397、398、401及び402ページ）。

- b また、立地審査指針の策定当時には原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日公布）が存在しておらず、かかる状況下において、立地審査指針は、上記仮想事故の発生時に、避難等の何らの措置を講じなければ、ある距離の範囲内にいる公衆が被曝する放射線量が、甲状腺に対し3シーベルト、全身に対して0.25シーベルトを超える範囲を低人口地帯とすべきものとしていたところ、これは、深層防護の第5の防護階層に相当する防災活動を容易にする効果を意図するものであった（同号証390及び394ページ）。

しかしながら、実際には、上記低人口地帯は、既許可の原子炉施設では発電所敷地内に収まっていた上、原子力災害対策特別措置法が制定されたことにより、立地審査指針が策定された昭和39年当時と比較して、原子力災害対策の充実と強化が行われた（同号証405及び406ページ）。

- c このように、現行法下においては、設置許可基準規則が、重大事故等対策を講じることをも要求し、重大事故に至るおそれのある事故が生じた場合であっても、敷地外の公衆に影響を及ぼし得る程度の放射性物質の放出がないことを規制要求としていることからすれば、公衆に影響を及ぼす程度に放射性物質が放出されることを前提として、発電用原子炉施設の敷地境界とは別途、発電用原子炉施設の公衆からの一定の離隔に関する立地評価をする必要性は認められず、また、設置許可基準規則において原子力災害対策の観点からの立地評価を行うことは、現在においてはその意義を失っているというべきである。

そのため、立地審査指針は、現時点においても改廃はされていないが、設置許可基準規則は立地審査指針を採用せず、同規則の解釈においても立地審査指針は採用されていない（乙第100号証参照）。

(ウ) 小括

以上のとおり、立地審査指針を用いないことに不合理な点はなく、発電用原子炉施設の敷地境界とは別に、発電用原子炉施設の公衆からの一定の離隔に関する立地評価をする必要性も認められないことから、新規制基準に基づく審査において立地審査指針を用いていないからといって、本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではない。

(2) 大飯原発大阪地裁判決の判示をもって、本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではないこと（被告国第3準備書面第2の3・9ないし15ページ参照）

ア 原告らの主張の要旨

原告らは、本件申請に対する原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程には看過し難い過誤、欠落があると判示した大飯原発大阪地裁判決を引用した上で、本件発電所の存在が原告らの人格権を侵害する旨主張する（原告ら第78準備書面）。

イ 大飯原発大阪地裁判決の判示はそもそも誤っている上、仮にこの点をおいたとしても、同判決が判示した地震モーメントの値の上乗せやその要否の検討といったことは本件発電所の耐震安全性の充足に有意な影響を及ぼすものではないこと

(ア) 大飯原発大阪地裁判決は、地震動審査ガイド（令和4年6月8日改正前のもの）の「震源モデルの長さ又は面積、あるいは1回の活動による変位量と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する。その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。」（I. 3. 2. 3 (2)。甲第581号証3ページ）との記載（本件ばらつき条項）を、独自に解釈し、基準地震動の策定に当たっては、経験式が有するばらつきを検証して、経験式によって算出される平均値に何らかの上乗せをする必

要があるか否かを検討すべきであるとした上で、かかる検討をすることなく本件申請が設置許可基準規則4条3項に適合するとした原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程には看過しがたい過誤、欠落がある旨判示している。

しかし、基準地震動の策定に係る設置許可基準規則及びその審査基準である設置許可基準規則の解釈の定めからは、経験式の基になる観測データの散らばりに対する考慮として、経験式によって算出される地震モーメントの値の上乗せやその要否の検討を要求する趣旨を読み取ることはできず、むしろ、同法令等は、基準地震動の策定過程において、保守的な地震動評価を行うに当たって、敷地における地震動評価に大きな影響を与えると考えられる支配的なパラメータの不確かさを考慮することなどを求めているものと解される。しかも、保守的な地震動評価を行うに当たって、経験式によって算出される地震モーメントの値の上乗せやその要否の検討によって経験式の基となる観測データのばらつきを考慮するのではなく、敷地における地震動評価に大きな影響を与えると考えられる支配的なパラメータの不確かさを考慮するという考え方は、現在の地震学や地震工学等において広く是認されているものである。¹

¹ なお、原子力規制委員会は、令和4年6月8日、「審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善」の取組の一環として、「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」及び地震動審査ガイドの一部改正を行ったが（乙第106号証及び乙第107号証）、同改正は、審査実績等を踏まえた表現の改善等を行うものであり、規制要求や審査の緩和を行うものではない（乙第106号証別紙1の1ページ〔通しページ数2ページ〕。以下、改正後の地震動審査ガイド（乙第102号証）につき「改正地震動審査ガイド」という。）。同改正において、地震動審査ガイドの「I. 3. 2. 3 (2)」(本件ばらつき条項)に係る記載は削除され、改正地震動審査ガイドの「I. 3. 1 (2)」に「『敷地ごとに震源を特定して策定する地震動』の策定において経験式が用いられている場合には、経験式の適用条件、適用範囲について確認した上で、当該経験式が適切に選定されていることを確認する。」との記載が新設された（乙第106号証別紙2別表第1の6、9及び10ページ〔通しページ数66、69及び70ページ〕）。この削除及び新設は、複雑な自然現象の観測データにばらつきが存在するのは当然であり、経験式が観測データに基づいて複数の物理量等の相関を式として表現するものであることに注意して審査を行うべきであるとする、従来からのガイドの記載の趣旨を明確にするために行われたものである。

しかるに、大飯原発大阪地裁判決は、上記の地震学や地震工学等の科学的知見や審査の実務ともかい離する上記解釈を独自に示し、かかる解釈を前提に上記判示をしたものであって、このような判示は、明らかに誤っている。そもそも、地震動審査ガイドは、改正原子炉等規制法の委任を受けた設置許可基準規則でもその審査基準でもなく、審査官の審査の用に供するために原子力規制委員会が策定した手引であり、その策定及び解釈の権限は専ら原子力規制委員会にあるのであるから、大飯原発大阪地裁判決のように、これを策定者の意図を離れて、あたかも法令を解釈するかのように裁判所が独自に解釈すること自体が誤りである。

- (イ) 仮にこの点をおいたとしても、前記(ア)で述べたとおり、現在の地震学や地震工学等の一般的な知見では、経験式によって算出された地震モーメントの値への上乗せをしなくても、敷地における地震動評価に大きな影響を与えると考えられる他の支配的なパラメータにおいて不確かさを十分考慮することによって耐震安全性を担保することができるとされている。そして、本件申請に対しては、被告国第2準備書面第3の2(3)ウ(29及び30ページ)でも主張したとおり、原子炉設置(変更)許可の審査に係る法令の定めにとり、敷地及び敷地周辺の地域的な特性を踏まえて、地震学及び地震工学等の一般的な考え方に基づき、各種不確かさを十分に考慮して地震動評価が行われていることを確認しており、その結果、経験式を用いて求められた地震モーメントは十分に保守的なものとなっているのであるから、経験式によって算出された地震モーメントの値の上乗せやその要否の検討といったことは、本件発電所の耐震安全性の充足に有意な影響を及ぼすものではない。
- (ウ) 以上の点に関しては、人格権に基づく原子力発電所の運転の仮の差止請求又は差止請求の当否が問題となった事案に係る裁判例において、本件ばらつき条項が、経験式から算出された地震規模に上乗せすることを

求めているものとは解されないという被告国の前記主張と同趣旨の説示が繰り返されている(佐賀地裁令和3年3月12日判決・D1-Law. com判例体系【判例ID28291418】掲載、大阪地裁令和4年12月20日決定・D1-Law. com判例体系【判例ID28310771】掲載及びその抗告審である大阪高裁令和6年3月15日決定・裁判所ウェブサイト及びD1-Law. com判例体系【判例ID28321574】掲載、大分地裁令和6年3月7日判決・裁判所ウェブサイト及びD1-Law. com判例体系【判例ID28320880】掲載、福井地裁令和6年3月29日決定・裁判所ウェブサイト及びD1-Law. com判例体系【判例ID28321146】掲載、福井地裁令和6年3月29日決定・裁判所ウェブサイト及びD1-Law. com判例体系【判例ID28321147】掲載、広島高裁松江支部令和6年5月15日決定・裁判所ウェブサイト及びD1-Law. com判例体系【判例ID28322325】掲載、鹿児島地裁令和7年2月21日判決・裁判所ウェブサイト掲載、広島地裁令和7年3月5日判決・裁判所ウェブサイト及びD1-Law. com判例体系【判例ID28331292】掲載、松山地裁令和7年3月18日判決・D1-Law. com判例体系【判例ID28331131】掲載参照。このほか、発電用原子炉設置変更許可処分の取消訴訟に係る裁判例(佐賀地裁令和3年3月12日判決・D1-Law. com判例体系【判例ID28291594】掲載、名古屋地裁令和7年3月14日判決・D1-Law. com判例体系【判例ID28332128】掲載、名古屋地裁令和7年3月14日判決・D1-Law. com判例体系【判例ID28332104】掲載)においても、同様に説示されている。)

- (イ) したがって、大飯原発大阪地裁判決の判示はそもそも誤っている上、仮にこの点をおいたとしても、同判決が判示した地震モーメントの値の

上乘せやその要否の検討といったことは本件発電所の耐震安全性の充足に有意な影響を及ぼすものではないから、当該判示をもって、本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではない。

- (3) D N P の噴出規模に係る新知見をもって、本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではないこと（被告国第 4 準備書面参照）

ア 原告らの主張の要旨

原告らは、原子力規制委員会が、平成 30 年 11 月、D N P の噴出規模が既往の研究で考えられてきた規模を上回ると考えられる旨の新知見を採用し、令和元年 6 月、被告関西電力に対して発出した本件バックフィット命令に関連づけて、この D N P の噴出規模に係る新知見をもって、本件発電所の具体的危険性が基礎づけられる旨主張する（原告ら第 61 準備書面、同第 72 準備書面及び同第 88 準備書面）。

- イ 本件バックフィット命令発出の際、原子力規制委員会において、大山は活火山ではなく噴火が差し迫った状況にあるとはいえず、原子力規制委員会が認定した D N P の噴出規模の噴火による降下火砕物により本件発電所が大きな影響を受けるおそれがある切迫した状況にはないことが確認されている上、本件バックフィット命令後に行われた各種適合性審査においても、D N P の噴出規模に係る新知見に基づき想定される火山事象（降下火砕物）が本件発電所に大きな影響を与えるものではないことが確認されていること**

(ア) 活火山については、現在では、「概ね過去 1 万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」と定義されているところ（丙第 358 号証）、大山は最新期の噴火が約 2 万年前とされており、活火山に選定されていない。このように、大山は活火山ではなく、活動性の高い火山とは評価されておらず、噴火が差し迫っている状況にあるとはいえない。

(イ) また、本件バックフィット命令発出の際、原子力規制委員会において、

大山は活火山ではなく噴火が差し迫った状況にあるとはいえず、原子力規制委員会が認定したDNPの噴出規模の噴火による降下火砕物により本件発電所が大きな影響を受けるおそれがある切迫した状況にはないことが確認された上で、本件発電所の使用の停止を命じないとの意思決定がされている（丙第366号証2ページ参照）。

しかも、本件発電所については、本件バックフィット命令を受けて被告関西電力が行った本件設置変更許可申請、本件設工認申請及び本件保安規定変更認可申請に対する各適合審査において、想定される降下火砕物の最大層厚の変更以外には既存の基本設計ないし基本的設計方針の変更を要しないこと、想定される降下火砕物の最大層厚を変更しても、設備の変更を要しないことがそれぞれ確認され、さらには、変更後の保安規定において、電源車の配置場所などそれまでの運用を一部見直すことで、想定される降下火砕物の最大層厚の変更に対応した火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のために必要な機能を維持するための措置を講ずることが定められていることが確認されている（丙第386号証添付書類6及び7ページ並びに乙第76号証、乙第77号証及び乙第84号証）。

(ウ) したがって、DNPの噴出規模に係る新知見をもって、本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではない。

(4) 本件発電所の周辺住民の避難計画等の有効性や実効性に係る事情をもって、本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではないこと（被告国第5準備書面及び同第6準備書面参照）

ア 原告らの主張の要旨

原告らは、本件発電所の周辺住民の避難計画等に関し、避難計画の有効性や避難の実効性等といった原子力災害対策が不十分であるとして、原告らの生命、身体、健康に具体的危険性が生じている旨主張する（原告ら第

7 3 準備書面及び同 8 1 準備書面 1 0 ないし 1 2 ページ等)。

イ 深層防護の考え方における第 1 から第 4 までの防護階層に相当する事項の有効性が確認されている場合、第 5 の防護階層である原子力災害対策に対する避難計画等に係る事情のみをもって、原告らの生命、身体、健康に対する具体的危険性を肯定する余地はないこと

(ア) 我が国の法制度上、原子力発電所の安全規制については、深層防護の考え方が適用されている。具体的には、第 1 から第 4 までの防護段階に係る事項（①通常運転状態からの逸脱と安全上重要な機器等の故障を防止すること〔第 1 の防護階層〕、②通常運転状態からの逸脱を検知し管理すること〔第 2 の防護階層〕、③事故を設計基準を超える状態に拡大することを防止するとともに発電所を安全な状態に戻すこと〔第 3 の防護階層〕、及び、④第 3 の防護階層での対策が失敗した場合を想定した上で、事故の拡大を防止し、重大事故の影響を緩和すること〔第 4 の防護階層〕を目的とするもの）は、改正原子炉等規制法に基づく原子力事業者等に対する規制により担保され、第 5 の防護階層に係る事項（重大事故に起因して発生し得る放射性物質の放出による影響を緩和することを目的とするもの）は、国、地方公共団体、原子力事業者等が災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づく責務を果たすことにより担保されている（乙第 8 7 号証 6 8 及び 6 9 ページ）。

ここでいう深層防護とは、防護策を多段階で配置し、各防護レベルが適切な要求水準を保ち、かつ、独立的に効果を発揮することとする考え方をいう。そして、原告らが問題視する原子力発電所の周辺住民の避難計画に関する事項等といった原子力災害対策は、深層防護の考え方における第 5 の防護階層に位置づけられるところ、第 5 の防護階層が「事故に起因して発生しうる放射性物質の放出による放射線の影響を緩和すること」を目的とするものであることから明らかなとおり、第 5 の防護

階層に相当する原子力災害対策は、それより前の防護階層である第1から第4までの全ての防護階層が奏功せず、放射性物質の異常放出を伴う重大事故等²が発生するに至った場面において初めて現実的に問題となる（乙第87号証64ないし66ページ）。本件において原告らの生命、身体、健康に対する切迫した危険が客観的に生じているというためには、その前提として、少なくとも、本件施設に具体的危険性が認められること、具体的には、深層防護の考え方における第1から第4までの全ての防護階層が奏功せず、放射性物質の異常放出を伴う重大事故等が発生する具体的危険性が認められることが必要というべきである。したがって、第1から第4までの防護階層に相当する事項の有効性を検討することなく、第5の防護階層である原子力災害対策に対する避難計画等に係る事情のみを取り上げて、原告らの生命、身体、健康に対する切迫した危険が客観的に生じていると認められる余地はないというべきである。

- (イ) これを本件についてみると、本件発電所は、第1から第4までの防護階層に相当する事項につき、海外の知見も参考にしつつ、各専門分野の学識経験者等の専門的技術的見地に基づく意見等を集約して策定された新規制基準への適合性が確認されており、災害の防止上十分であることが確認されている（乙第49号証、乙第50号証、被告国第2準備書面第3の2(3)ないし(5)・17ないし40ページ、被告国第5準備書面第3の3・29ないし34ページ等参照）のであるから、原告らの生命、身体、健康に対する侵害を招くような重大事故等が発生する具体的な危険性があるとは認められない。したがって、原告らが主張する本件発電所の原子力災害対策としての避難計画の実効性等について検討するまで

² 「重大事故」とは、発電用原子炉の炉心の著しい損傷又は核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体若しくは使用済燃料の著しい損傷を指し（原子炉等規制法43条の3の6第1項3号、実用炉規則4条）、この重大事故と同事故に至るおそれがある事故（ただし、運転時の異常な過度変化及び設計基準事故を除く。）を併せて重大事故等という（設置許可基準規則2条2項11号）。

もなく、原告らの生命、身体、健康に対する具体的危険性が生じていないことは明らかである。

なお、念のため付言すると、大飯地域の緊急時対応は、具体的かつ合理的に策定されていることが確認されている上、防災訓練の実施による実効性の検証等を通じ、更なる改善・強化が継続的に取り組まれていることからしても、原告らが主張する本件発電所における原子力災害対策に係る事情をもって、原告らの生命、身体、健康に対する具体的危険性が基礎づけられるものではない。

(ウ) 以上の点に関して、人格権に基づく原子力発電所の運転差止請求の当否が問題となった事案に係る裁判例として被告国第5準備書面（29ページ）に摘示したもののほか、大阪地方裁判所令和4年12月20日決定（裁判所ウェブサイト掲載）も、「人格権侵害による被害が生ずる具体的危険が存在するか否かにおいて、第1から第4までの各防護レベルの存在を捨象して無条件に放射性物質の異常放出が生ずるとの前提を置くことは相当でなく、放射性物質の異常放出が生ずるとの疎明を欠くにもかかわらず、第5の防護レベル（避難計画）に不備があれば直ちに地域住民に放射線被害が及ぶ具体的危険があると認めることはできない。このことは、仮に第5の防護レベルに不備があること自体に基づいて人格権侵害の抽象的なおそれの疎明があると認めるとすれば、放射性物質放出の抽象的・潜在的な危険性のみをもって本件発電所の運転差止めを認めることとなって相当でないことから明らかである。したがって、避難計画の不備を理由に人格権侵害の具体的危険を疎明する場合においては、その前提として、債権者らが避難を要するような事態（放射性物質が外部に放出される事態）が発生する具体的危険を具体的に疎明する必要があるものと解される。」と説示しているところである。

(イ) 以上のとおり、本件で検討されるべきは、飽くまで、本件発電所につ

いて、深層防護の考え方における第1から第4までの全ての防護階層が奏功せず、放射性物質の異常放出を伴う重大事故等が発生する具体的危険性があるかどうかであり、かかる具体的な危険性の存在が認められない以上、原告らが主張する本件発電所の原子力災害対策としての避難計画の実効性を検討するまでもなく、原告らの生命、身体、健康に対する切迫した危険が客観的に生じているといえず、本件現在給付請求は認容される余地がない。

(5) 新規制基準や本件発電所における基準地震動の策定過程を問題視する石橋氏の意見をもって、本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではないこと（被告国第7準備書面参照）

ア 原告らの主張の要旨

原告らは、石橋意見書（甲第658号証）を基に、①新規制基準において、地震時地殻変動（地震発生に伴う地殻変動）が極めて不十分にしか考慮されていない（原告第109準備書面2、4及び5ページ）、②新規制基準において、海洋プレート内地震（スラブ内地震）の重要性がないがしろにされている（同4ページ）、③新規制基準において、大余震による強震動が無視されている（同6ページ）、④その結果、本件発電所の設置変更許可に係る審査書には誤りがある（同8及び9ページ）などと主張する。これは、基準地震動策定に係る新規制基準や本件発電所における基準地震動及びその策定過程等を批判し、これが本件発電所の具体的危険性を基礎づける事情であると主張する趣旨と解される。

イ 原告らの前記各主張には理由がないこと

(ア) 被告国第7準備書面第2の2（15ないし19ページ）のとおり、新規制基準は、耐震重要施設について、基準地震動による地震力に対する安全性能及び同地震の発生によって生じるおそれがある斜面の崩壊に対する安全性能を要求する（設置許可基準規則4条3項及び4項）とともに

に、設置許可基準規則 3 条 2 項において、「変形をした場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けること」と規定し、さらに、同規則の解釈別記 1 の 2（乙第 1 0 0 号証 1 2 9 ページ）において、「第 3 条 2 項（引用者注：設置許可基準規則 3 条 2 項）に規定する「変形」とは、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状をいう。」と規定して、地震発生に伴う地殻変動が耐震重要施設の基礎地盤に与える影響を考慮することを明示的に求めていることから、原告らの前記①の主張には理由がない。

- (イ) また、被告国第 7 準備書面第 3 の 2（2 0 ないし 2 3 ページ）のとおり、新規制基準は、設置許可基準規則 4 条 3 項及び同規則の解釈別記 2 の 5（乙第 1 0 0 号証 1 3 6 ページ）において、基準地震動の策定に当たり、海洋プレート内地震（スラブ内地震）についても、内陸地殻内地震及びプレート間地震と同じく、各種調査結果等を踏まえて十分に検討することを求めていることから、原告らの前記②の主張にも理由がない。
- (ウ) さらに、被告国第 7 準備書面第 4 の 2（2 4 ないし 2 8 ページ）のとおり、新規制基準の下で策定される基準地震動は、敷地において発生を想定し得る最大規模の地震動であって、安全確保の観点から十分な保守性を有しているところ、新規制基準は、設置許可基準規則 4 条 3 項において、耐震重要施設については基準地震動による地震力に対して「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」と規定し、これを満たすために、同規則の解釈別記 2 の 6（乙第 1 0 0 号証 1 4 0 ページ）において、基準地震動に対する耐震重要施設の設計に当たっては、規制基準上の許容値について、許容限界値（建物・構築物の終局耐力、機器・配管系の破断延性限界）に対して十分な余裕を持たせることを求めている。このように、新規制基準は、基準地震動の策定段階及び耐震

設計の段階において、それぞれ十分な保守性を求めていることからすれば、新規制基準が、耐震重要施設の耐震設計において大余震による強震動、すなわち基準地震動に匹敵する地震動が繰り返し発生する場合を想定していないことをもって、耐震重要施設の耐震安全性評価に係る具体的審査基準に不合理な点があるとはいえず、原告らの前記③の主張にも理由がない。

この点、前掲名古屋地裁令和7年3月14日判決（D1-Law.com判例体系【判例ID28332128】及び【判例ID28332104】掲載）は、この点に関する争点（繰り返しの揺れの想定が欠如した具体的審査基準の不合理性）について、新規制基準に基づく基準地震動を複数回超過すること（あるいは基準地震動に匹敵するような揺れが時間をおかずに発生すること）を具体的に示す事例があるとはいえず、また、弾性限界を超える地震動が繰り返し起きたとしても、直ちに発電用原子炉施設のうち耐震重要施設の安全機能が損なわれるおそれがあるとは認められないと判示して、基準地震動を超過する地震動が間を置かずに繰り返し発生する可能性があるにもかかわらず、これを想定していない具体的審査基準は不合理であるとの原告らの主張を排斥している。

(I) 加えて、被告国第7準備書面第5の2（30ないし42ページ）のとおり、原子力規制委員会は、本件発電所の検討用地震の選定過程が適切であることを確認するとともに、同書面第5の3（42ないし49ページ）のとおり、本件発電所の敷地及び敷地近傍における海成段丘（中位段丘）面の存在を踏まえ、地震発生に伴う地殻変動の影響を適切に確認しており、このような審査に基づき作成された本件発電所の設置変更許可に係る審査書に原告らが主張するような誤りがないことは明らかであ

るから、原告らの前記④の主張³にも理由がない。

なお、石橋氏は、本件発電所の基準地震動の策定過程につき、被告国が同第7準備書面（36ページ）において「被告関西電力は、（中略）他の検討用地震の候補とする地震の敷地における地震動との相対評価から、最終的に1819年地震を検討用地震として選定しなかった」と主張したことが、解釈別記又は審査ガイドの手法に「全く合致していないと思います。」（石橋証人調書（2）68ページ）と証言したが、かかる証言が設置許可基準規則の解釈別記2の5二の規定等とは異なる独自の見解に基づくものであることは後記ウのとおりである。

ウ 本件発電所の基準地震動の策定過程が設置許可基準規則の解釈別記2の5二の規定等に合致しないとする石橋氏の証言は、同規定等とは異なる独自の見解に基づくものであり、当該証言をもって本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではないこと

（ア）石橋氏の証言の要旨

石橋氏は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」を策定する際の検討用地震の選定に関し、第47回口頭弁論期日の証人尋問において、

³ 原告らの前記④の主張に関連し、赤松氏は、本人尋問において、令和6年8月2日に地震調査研究推進本部が発表した「日本海側の海域活断層の長期評価―兵庫県北方沖～新潟県上越地方沖―（令和6年8月版）」（乙第132号証。以下「長期評価」という。）を取り上げ、「委員会（引用者注：上記推進本部の地震調査委員会）の方は、F〇-A、F〇-Bの断層上面（引用者注：断層の上端深さ）をゼロキロメートルとしているんですね。ところが、関電は、計算で3キロメートルでやってます。」と供述しているところ（赤松本人調書48ページ）、これは、被告関西電力が震源断層モデルを策定するに当たって地震発生層の上端深さを3キロメートルと設定したことが長期評価における上端の深さの設定に反することを指摘するものと思われる。しかしながら、長期評価は、断層の上端の深さを0キロメートルと設定した理由について、「評価対象の海域活断層（帯）の多くは、反射断面の浅部（海底直下）において変位が認められていることから、断層の上端の深さは原則として0kmとしている。」（同号証19ページ）と説明していることから明らかなとおり、長期評価の「0km」とは「断層の上端深さ」を指しているのに対し、被告関西電力が震源断層モデルを策定するに当たって設定した「3キロメートル」は微小地震の深さ分布等から判断される「地震発生層の上端深さ」であって、これらは全く別の概念であるから（丙第28号証27ないし34ページ、丙第180号証3ページ、丙第455号証29及び30ページ等参照）、赤松氏の上記供述は前提を誤るものであり、採用することはできない。

被告国指定代理人から「証人は、主尋問において、川内原子力発電所の適合性審査を取り上げ、「プレート間地震もスラブ内地震も検討用地震にピックアップしないでいいということを審査自体が認めたわけで、これは大変な問題である」と証言されています。(中略)、ここで言う「ピックアップ」というのは、検討用地震の選定を意味するものではなく、選定用地震候補（引用者注：被告関西電力の令和7年6月10日付け上申書（ただし、石橋証人に係るもの）のとおり、「検討用地震の候補」が正しい。）の抽出を意味するものであるということでしょうか。」と問われたのに対し、「いや、両方含んで、総合的にという意味もあります。(中略) 別記2の5の二に書いてある方が曖昧なんだけど、そこに書いてある検討用地震の選定ってことですよね。それで、審査書にもそういう表現でしか書いてありませんから、そのことを言ってるわけです。」と証言している(石橋証人調書(2) 51 ページ。傍点は引用者(以下同じ))。

次いで、石橋氏は、被告国指定代理人から「証人のお考えでは、結局のところは、どのサイトにおいても、基準地震動の策定に当たっては、内陸地殻内地震、プレート間地震、スラブ内地震の三つの類型からそれぞれ最低でも一つずつは検討用地震を選定していなければならないということになるのでしょうか。」などと問われたのに対し、「違います。そうではなくて、施設に大きな影響を与えるような地震が各地震発生様式、あるいは、ジャンルと言ってもいいけど、各カテゴリーの中にあつた場合には、それをピックアップしなければいけないという意味です。」と証言し(石橋証人調書(2) 51 及び52 ページ)、また、「その地震発生様式、三つある、それぞれについて、その違う様式相互の間で比較するんじゃなくて、内陸地殻内地震なら内陸地殻内地震だけ、プレート間地震ならプレート間地震だけ、海洋プレート内地震ならそれだけでもって検討して、それで、それぞれの中に、この敷地に最も大きな影響を与えると考

えられる地震があった場合には、それを設計用地震（引用者注：石橋氏は「検討用地震」と同義で用いている（石橋証人調書(2) 52 ページ参照）。）として設定するということであって、（中略）、例えば、泊原発とかで、スラブ内地震で敷地に最も大きな影響を与えると考えられる地震がなければ、（中略）、その場合は、海洋プレート内地震はそこでは選ばなくてもいいわけで、どこであってても全部やれと言ってるわけではありません。」とも証言している（石橋証人調書(2) 52 及び53 ページ）。

さらに、石橋氏は、被告国指定代理人から「敷地に大きな影響を与えるかどうかというのは、つまり相対評価ではないんでしょうか。」と問われたのに対し、「いや、相対評価というのは、何と何との相対評価かっていうことがないと分かりませんが、私が先ほどから言っているのは、つまり、地震というのには大きく三つの発生様式があると。（中略）内陸地殻内地震、プレート間地震、海洋プレート内地震。それで、それぞれのカテゴリーの中で敷地に大きな影響を与えるかどうかを見極めて検討用地震を抽出するというのが審査ガイドに書いてある。（中略）それで、その発生様式、つまり、地震のカテゴリー、ジャンルを超えて相互に比較して、活断層地震に比べてこのスラブ内地震の方がどうも影響が少ないらしいから、これはもう無視していいやっていう話ではないと思います。」と証言している（石橋証人調書(2) 81 ページ）。

以上の石橋氏の証言は、要するに、新規制基準は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の検討用地震の選定過程において、内陸地殻内地震、プレート間地震及び海洋プレート内地震の各類型（地震タイプ）について、それぞれの類型内で独立した評価をすることを求めているとの解釈に拠ったものであると解される。

(イ) 新規制基準は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の策定に当たって、敷地に対して相対的に大きな影響を与えると予想される検

討用地震を複数選定することを求めているのであり、内陸地殻内地震、プレート間地震及び海洋プレート内地震の各類型（地震タイプ）について、類型別にそれぞれ独立した評価をすることを求めていること

- a 設置許可基準規則の解釈別記2の5二（乙第100号証136ページ）は、基準地震動のうち「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の策定過程における検討用地震の選定について、「内陸地殻内地震、プレート間地震及び海洋プレート内地震について、活断層の性質や地震発生状況を精査し、中・小・微小地震の分布、応力場、及び地震発生様式（プレートの形状・運動・相互作用を含む。）に関する既往の研究成果等を総合的に検討し、検討用地震を複数選定すること。」と規定しているところ、かかる規定は、原子力規制委員会が作成した「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」（乙第87号証249及び250ページ）⁴に明記されているとおり、敷地周辺で想定される内陸地殻内地震、プレート間地震及び海洋プレート内地震につき、地震規模と敷地との距離との関係等から敷地におけるおおよその地震動レベルを求めるなどして、その中から敷地に対して相対的に大きな影響を与える地震を複数選定することを求めるものである。

また、現在の適合性審査において審査官が参照する手引である改正地震動審査ガイド（乙第102号証4ページ）においても、検討用地

⁴ 「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」（乙第87号証）は、原子炉等規制法43条の3の6第1項第4号の規定による委任を受けて設置許可基準規則やその解釈を制定した原子力規制委員会自身が、専門技術者以外の利用も想定し、新規制基準の考え方をできる限り分かりやすい表現方法等を用いるなどして作成した資料である（令和4年12月14日改訂）。このうち、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」を策定する際の検討用地震の選定の考え方については、「この「検討用地震の選定」とは、敷地周辺では「内陸地殻内地震」、「プレート間地震」及び「海洋プレート内地震」が想定されるところ、それらの地震の中から、敷地に対して相対的に大きな影響を与える地震を幾つか抽出する過程をいう。具体的には、地震規模と敷地からの距離との関係等から、敷地におけるおおよその地震動レベルを求めるなどして、敷地に大きな影響を与えると予想される地震を選定するものである。」（乙第87号証249及び250ページ）ことが示されている。

震の選定についての適合性審査における確認事項として「① 内陸地殻内地震、プレート間地震及び海洋プレート内地震について、活断層の性質や地震発生状況を精査し、中・小・微小地震の分布、応力場、地震発生様式（プレートの形状・運動・相互作用を含む。）に関する研究成果等を総合的に検討した上で、距離減衰式等により敷地への影響の評価が行われていること」及び「② 上記（引用者注：上記①の内陸地殻内地震、プレート間地震及び海洋プレート内地震）のうち、敷地に大きな影響を与えると考えられる地震から「検討用地震」が複数選定されていること」（改正地震動審査ガイド3. 2. 2 (1)）が記載されている。

- b 以上のとおり、設置許可基準規則の解釈別記2の5二及び改正地震動審査ガイドのいずれも、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の策定に当たっては、敷地に対して相対的に大きな影響を与えると予想される検討用地震を複数選定することを求め、あるいは示しているのであり、内陸地殻内地震、プレート間地震及び海洋プレート内地震の各類型（地震タイプ）について、類型別にそれぞれ独立した評価をすることを前提としてはいないのである。

このような設置許可基準規則の解釈別記2の5二及び改正地震動審査ガイドの各定めは、改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号による委任を受けた原子力規制委員会が、検討用地震の選定に関し、同委員会発足前後を通じて地震学・地震工学の学識経験者等の専門技術的知見に基づく意見等を集約し、さらに、中立性が担保された複数の学識経験者の関与の下、公開の議論や意見公募手続等の適正な手続きを経た上で、必要かつ合理的な規制の枠組み及び審査の在り方を示したものである（被告国第2準備書面第3の2(2)・11ないし17ページ参照）。また、実際にも、各原子力発電所の敷地周辺の地震発生状

況（地震環境）が様々であることに鑑みれば、地震学・地震工学的見地から、飽くまでも相対的に敷地に大きな影響を与えると予想される地震が合理的に複数選定されていることが重要であるから、検討用地震の選定に当たり、例えば、内陸地殻内地震、プレート間地震及び海洋プレート内地震の各類型（地震タイプ）について、類型別にそれぞれ独立した評価をすることを求めたり、その結果として各類型から最低一つずつ選定するなどといった形式的な条件を付したりすることに格別の合理性はない。

(ウ) 石橋氏の前記(ア)の証言は、設置許可基準規則の解釈別記2の5二の規定等とは異なる独自の見解をいうものであること

a 石橋氏は、前記(ア)のとおり、新規制基準は、設置許可基準規則の解釈別記2の5二において、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」策定の際には、内陸地殻内地震、プレート間地震及び海洋プレート内地震の各類型（地震タイプ）内でそれぞれ独立した評価をすることを求めているものと解釈した上で、本件発電所の基準地震動の策定過程がこれに沿っていないと証言する。この証言は、例えば、内陸地殻内地震（類型A）として地震A₁及びA₂等、プレート間地震（類型B）として地震B₁及びB₂等、海洋プレート内地震（類型C）として地震C₁及びC₂等が検討用地震の候補となる地震としてそれぞれ抽出された場合に、類型A内の地震A₁及びA₂の敷地への影響（敷地における地震動レベル）が、類型A内のその他の地震のみならず、類型B内及び類型C内の地震による影響を明らかに凌駕しているとしても、地震A₁及びA₂のみを検討用地震として選定するというようなことは同規則の解釈別記2の5二が禁じているとの解釈に立脚しているものと解される。

b しかし、石橋氏の上記証言が、設置許可基準規則の解釈別記2の5

二の規定等とは明らかに異なる独自の見解に基づくものであることは前記 (イ) のとおりであり、当該見解に依拠して検討用地震を選定しなければならないとすることに合理性があるとも認められない。

(I) 小括

以上のとおり、前記 (ア) の石橋氏の証言は、原子力規制委員会が地震学・地震工学的知見等を踏まえ、適正な手続を経た上で定めた設置許可基準規則の解釈別記 2 の 5 二の規定等とは異なる独自の見解に基づくものであるから、当該証言をもって本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではない。

- (6) 原子炉施設においては絶対的安全性が必要であるとする池内氏の意見をもって、本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではないこと（被告国第 8 準備書面参照）

ア 原告らの主張の要旨

原告らは、池内意見書（甲第 6 6 0 号証）の内容にほぼ全面的に依拠し、原子炉施設においては「絶対安全」を求める必要があるとし、「絶対安全」があり得ない「原発は廃棄するしかない」などと主張する（原告第 1 1 1 準備書面）。

- イ 原子炉施設においては絶対的安全性が必要であるとする池内氏の見解は、原子炉等規制法等の規制法令や伊方最高裁判決の趣旨と整合しないものであること等

(ア) 科学技術の分野においては、相対的安全性の考え方が一般的であり、実定法制度による科学技術に対する行政的規制もこの考え方を基礎としているのが通常であるところ、原子炉等規制法も、一定の要件の下で原子力の利用を認めているのであって、発電用原子炉の設置、運転等も科学技術を利用する点において他の科学技術と異なるところはないから、原子炉施設についても相対的安全性の考え方が妥当する。この点は、伊

方最高裁判決においても是認されているところである。(以上につき、被告国第8準備書面第1・6ないし8ページ)

したがって、原子炉施設においては絶対的安全性が必要であるとする池内氏の見解は、原子炉等規制法等の規制法令や伊方最高裁判決の趣旨と整合しないものであるから、かかる見解をもって、本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではない。

(イ) なお、池内意見書やこれに依拠する原告らは、本件発電所の具体的危険性を基礎づける事情として、①現実起きた地震の地震動が基準地震動を上回ったことがある旨(原告第111準備書面5ページ。甲第660号証19ページ参照)、②ICRPや被告国がLNTモデルの仮説に基づき年1ミリシーベルトを超える被ばくは容認できないという立場を採用している旨(原告第111準備書面6ページ。甲第660号証20ページ参照)、③原子力規制委員会は「バックフィットを実行させた例がない旨(原告第111準備書面6ページ。甲第660号証24ページ参照)主張する。しかし、上記①が新規制基準策定前の事象であって、これをもって、新規制基準に基づいて策定された本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものでないことは被告国第8準備書面第2(8ないし11ページ)のとおりであり、上記②及び③が事実誤認等に基づく誤った主張であって、到底本件発電所の具体的危険性を基礎づけるものでないことは同準備書面第3(11ないし26ページ)及び第4(26ないし28ページ)のとおりである。

第4 結語

以上のとおり、原告らの訴えのうち将来給付の請求に係る部分は不適法であるから却下されるべきであり、原告らのその余の請求は理由がないから、いずれも棄却されるべきである。 以 上

略称語句使用一覧表

事件名 京都地方裁判所平成24年(ワ)第3671号、平成25年(ワ)第3946号、平成27年(ワ)第287号、平成28年(ワ)第79号、平成29年(ワ)第408号、平成30年(ワ)第878号、令和3年(ワ)第3509号 大飯原子力発電所差止等請求事件

原告 竹本修三ほか3444名

被告 国ほか1名

略 称	基 本 用 語	使用書面	ページ	備 考
数字				
1819年地震	1819年の文政近江地震	第7準備書面	29	
1990年勧告	ICRPの1990年勧告	第8準備書面	15	
2007年勧告	ICRPの2007年勧告	第8準備書面	16	
3大臣	内閣官房長官、経済産業大臣及び内閣府特命担当大臣	答弁書	28	
4大臣	内閣総理大臣、内閣官房長官、経済産業大臣及び内閣府特命担当大臣	答弁書	29	
英字				
IAEA	国際原子力機関	第2準備書面	14	
DKP	大山の約6万年前の国内で最大規模のプリニー式噴火である倉吉降下火砕物	第4準備書面	9	
DNP	鳥取県にある大山の大山生竹テフラ	第4準備書面	7	
あ				
赤松氏	赤松純平氏	第9準備書面	7	
赤松本人調書	第43回口頭弁論調書と一体となる原告赤松氏の本人調書の速記録	第9準備書面	7	
安全設計審査指針	「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」(平成2年8月30日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂)	第2準備書面	12	乙53
い				
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決(民集46巻7号1174ページ)	第8準備書面	7	
池内意見書	池内了氏の2024年12月19日付け意見書	第8準備書面	6	甲660
池内氏	池内了氏	第8準備書面	6	
石橋意見書	石橋克彦氏の2024年10月7日付け意見書	第7準備書面	6	甲658
石橋氏	石橋克彦氏	第7準備書面	6	
石橋証人調書	第45回口頭弁論調書と一体となる証人石橋氏の証人調書の速記録	第7準備書面	6	
石橋証人調書(2)	第47回口頭弁論調書と一体となる証人石橋氏の証人調書の速記録	第9準備書面	7	
石渡委員	原子力規制委員会の委員であり、地質学の第一人者である石渡明委員	第4準備書面	15	
お				
大飯原発大阪地裁判決	大阪地裁平成24年(行ウ)第117号令和2年12月4日判決	第3準備書面	9	甲579(判決要旨)

略 称	基 本 用 語	使 用 書 面	ページ	備 考
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	答弁書	5	
か				
改正原子炉等規制法	設置法附則15条ないし18条による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第1準備書面	7	
改正地震動審査ガイド	令和4年6月8日改正後の「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」	第9準備書面	15	乙102
改正電気事業法	設置法附則40条による改正後の電気事業法	第1準備書面	7	
改正前原子炉等規制法	設置法附則15条ないし18条による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第1準備書面	7	
火山ガイド	令和元年12月18日改正後の「原子力発電所の火山影響評価ガイド」	第4準備書面	9	乙65
感染研	国立感染症研究所	第3準備書面 (第7準備書面)	8 (10)	
き				
技術基準	原子力規制委員会規則で定める技術上の基準	第1準備書面	10	
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	第1準備書面	28	
技術基準適合命令	経済産業大臣が、平成24年改正前電気事業法40条に基づき、事業用電気工作物が技術基準に適合していないと認めるときにする、事業用電気工作物の修理、改造、移転のほか、使用の一時停止、使用の制限の命令	第1準備書面	8	
基準地震動による地震力	耐震重要施設の供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	第7準備書面	15	
協議会	原子力規制庁を含む関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会	第5準備書面	18	
緊急時対応	避難計画を含むその地域の緊急時における対応	第5準備書面	19	
く				
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決(民集49巻6号1600ページ)	第1準備書面	31	
け				
原告ら第11準備書面	平成27年5月11日付け原告第11準備書面	第1準備書面	6	
原告ら第54準備書面	平成30年8月29日付け原告第54準備書面	第2準備書面	6	
原告ら第61準備書面	2019年(平成31年)1月28日付け原告第61準備書面	第4準備書面	7	
原告ら第72準備書面	2020年(令和2年)12月3日付け原告第72準備書面	第4準備書面	7	
原告ら第78準備書面	2021年(令和3年)2月17日付け原告第78準備書面	第3準備書面	9	
原告ら第82準備書面	2021年(令和3年)8月31日付け原告第82準備書面	第3準備書面	5	

略 称	基 本 用 語	使用書面	ページ	備 考
原告ら第88準備書面	2021年(令和3年)12月6日付け原告第88準備書面	第4準備書面	7	
原告第104準備書面	2023年(令和5年)12月13日付け原告第104準備書面	第6準備書面	5	
原告第109準備書面	2024年(令和6年)10月7日付け原告第109準備書面	第7準備書面	6	
原告第111準備書面	2025年(令和7年)1月24日付け原告第111準備書面	第8準備書面	6	
現状評価	新規制基準の策定前である平成25年4月17日に、原子力規制委員会が、大飯発電所の3号機及び4号機について、新規制基準の案に照らし、安全上重大な問題の有無に重点を置いて実施した現状評価	第1準備書面	29	甲149 乙44
原子力規制委員会等	原子力規制委員会及び経済産業大臣	第1準備書面	9	
原子力災害対策	原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策	第5準備書面	18	
原子力発電所等	原子力発電所及び再処理施設	第1準備書面	17	
原子炉施設等基準検討チーム	発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム(後に発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チームと改称)	第2準備書面	12	
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (原子炉等規制法と改正原子炉等規制法の改正前後を通じて単に「原子炉等規制法」という。)	第1準備書面	7	
原則的立地条件	原則的立地条件(1)ないし(3)	第2準備書面	41	乙51
原則的立地条件(1)	立地審査指針における原則的立地条件 (1) 大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと。また、災害を拡大するような事象も少ないこと。	第2準備書面	41	
原則的立地条件(2)	立地審査指針における原則的立地条件 (2) 原子炉は、その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること。	第2準備書面	41	
原則的立地条件(3)	立地審査指針における原則的立地条件 (3) 原子炉の敷地は、その周辺も含め、必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じうる環境にあること。	第2準備書面	41	
検討用地震	内陸地殻内地震、プレート間地震及び海洋プレート内地震について、敷地に大きな影響を与えると予想される地震	第7準備書面	20	
こ				
行使要件	規制権限を行使するための要件	第1準備書面	32	
国賠法	国家賠償法	答弁書	31	
さ				
暫定基準	原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準	第1準備書面	23	乙18

略 称	基 本 用 語	使 用 書 面	ページ	備 考
し				
地震等基準検討チーム	発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム	第2準備書面	13	
地震等検討小委員会	地震及び津波に対する発電用原子炉施設の安全確保策について検討していた地震・津波関連指針等検討小委員会	第2準備書面	13	
地震動審査ガイド	「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」 (特に記載のない限り、「地震動審査ガイド」は、大飯発電所3号機及び4号機の設置変更許可申請に対する適合性審査時に用いていた平成25年6月19日制定のものを指す。)	第3準備書面 (第7準備書面)	10 (30)	甲581
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)	第1準備書面 (第4準備書面)	12 (21)	
地盤審査ガイド	「基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド」	第7準備書面	43	乙112
使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23第1項に基づき、①発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が同法43条の3の6第1項4号の基準に適合していないと認めるとき、②発電用原子炉施設が同法43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は③発電用原子炉施設の保全、発電用原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときに、原子力規制委員会が、発電用原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずる処分	第1準備書面	10	
省令等	省令及び規則	第1準備書面	49	
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)	第1準備書面	8	
省令62号の解釈	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について(平成17年12月15日原院第5号)	第1準備書面	13	
昭和56年耐震指針	昭和56年(1981年)の「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」	第8準備書面	9	乙120
新規制基準	平成25年7月8日に制定、施行された原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可等に関する基準等	第1準備書面	28	
す				
ストレステスト	平成23年7月から実施された福島第一発電所事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性(設計上の想定を超える外部事象に対する頑健性)に関する総合的評価	答弁書	16	
せ				

略 称	基 本 用 語	使 用 書 面	ペー ジ	備 考
設置許可基準	発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準	第1準備書面	10	
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	第1準備書面	28	
設置許可基準規則の解釈	「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定)	第2準備書面	12	乙52、100
設置法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)	第1準備書面	6	
そ				
想定南海トラフ巨大地震	平成24年に中央防災会議が「南海トラフ巨大地震の被害想定」(第二次報告)として公表した、M9(Mw9)クラスの巨大な地震	第7準備書面	40	
ち				
中央防災会議	内閣府中央防災会議防災対策推進検討会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ	第7準備書面	40	
長期評価	日本海側の海域活断層の長期評価－兵庫県北方沖～新潟県上越地方沖－(令和6年8月版)	第9準備書面	26	乙132
て				
電源機能等喪失時	原子炉施設を設置した工場又は事業所において、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合	第1準備書面	13	
ひ				
被告関西電力	被告関西電力株式会社	第1準備書面	11	
被告関西電力準備書面(8)	平成28年9月7日付け被告関西電力準備書面(8)	第2準備書面	31	
病原体等	感染研で保管され、実験に用いられている病原体、遺伝子組換え実験から生じる病原体等	第3準備書面 (第7準備書面)	8 (10)	
ふ				
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	答弁書	8	
福島第一発電所事故	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴い発生した津波に起因して、福島第一発電所において放射性物質が環境に放出された事故	答弁書	8	
福島第一発電所事故知見①	平成23年3月30日当時考えられていた、福島第一発電所事故の直接的な要因に関する知見	第1準備書面	12	乙29
福島第一発電所事故知見②	福島第一発電所事故に関する調査及び検証の結果として、平成24年4月6日当時得られた基本的な理解	第1準備書面	23	乙18、39ないし41
更田委員	安全設計審査指針等検討小委員会の構成員であった更田豊志委員	第2準備書面	12	

略 称	基 本 用 語	使 用 書 面	ペー ジ	備 考
更田委員長	原子力規制委員会の委員長である更田豊志委員長(平成31年4月17日当時)	第4準備書面	16	
へ				
平成18年耐震指針	原子力安全委員会による平成18年(2006年)の「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」	第8準備書面	9	乙119
平成24年改正前電気事業法	設置法附則40条による改正前の電気事業法	第1準備書面	7	
ほ				
保安院	原子力安全・保安院	答弁書	12	
保安規定審査基準	実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準	第4準備書面	22	乙82
防護対象施設	火山の影響から防護すべき施設	第4準備書面	21	
本件現在給付請求	原告らの国家賠償請求のうち現在の給付請求に係る部分	第1準備書面	6	
本件将来給付請求	原告らの請求の趣旨第2項の請求に係る訴えのうち、口頭弁論終結日の翌日以後に生じる損害賠償金の支払を求める部分	答弁書	5	
本件申請	大飯発電所3号機及び4号機に係る発電用原子炉の設置変更許可に係る被告関西電力の申請	第3準備書面	10	
本件設工認可処分	原子力規制委員会が令和4年3月4日付けでした、本件設工認申請に対する認可処分	第4準備書面	19	乙71、72
本件設工認申請	本件バックフィット命令を受けて被告関西電力が行った大飯発電所3号機及び4号機に係る令和3年7月1日付け設計及び工事計画認可申請	第4準備書面	8	乙69、70
本件設置変更許可処分	原子力規制委員会が令和3年5月19日付けでした、本件設置変更許可申請に対する設置変更許可処分	第4準備書面	16	乙68
本件設置変更許可申請	本件バックフィット命令を受けて被告関西電力が行った大飯発電所3号機及び4号機に係る令和元年9月26日付け設置変更許可申請	第4準備書面	8	丙370
本件発電所	大飯発電所3号機及び4号機	第9準備書面	7	
本件バックフィット命令	令和元年6月19日、原子力規制委員会が被告関西電力に対して、改正原子炉等規制法43条の3の23第1項に基づき、基本設計ないし基本的設計方針を変更すること、これを踏まえ、令和元年12月27日までに同法43条の3の8第1項所定の設置変更許可に係る申請をすることを命じたこと	第4準備書面	8	
本件ばらつき条項	地震動審査ガイド(甲581)の「震源モデルの長さ又は面積、あるいは1回の活動による変位量と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する。その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。」との記載	第3準備書面	10	甲581・3ページ

略 称	基 本 用 語	使 用 書 面	ペー ジ	備 考
本件保安規定変更認可	原子力規制委員会が令和4年4月7日付けでした、本件保安規定変更認可申請に対する認可処分	第4準備書面	22	乙81
本件保安規定変更認可申請	本件バックフィット命令を受けて被告関西電力が行った大飯発電所3号機及び4号機に係る令和3年7月1日付け保安規定変更認可申請	第4準備書面	9	乙80
本件報告書	被告関西電力が、平成31年3月29日付けで原子力規制委員会に提出した本件報告徴収命令に対する報告書	第4準備書面	13	丙363
本件報告徴収命令	原子力規制委員会が、平成30年12月12日付けで被告関西電力に対して発出した改正原子炉等規制法67条1項に基づく報告徴収命令	第4準備書面	12	丙362
み				
宮城県沖地震知見	平成23年4月7日の宮城県沖地震により生じた、東北電力株式会社東通原子力発電所及び日本原燃株式会社六ヶ所再処理事業所における一時的な外部電源の喪失の原因に関する知見(電力系統の一部における地絡事故を発端として、上記原子力発電所等への外部電源を供給する電力系統の停止に至ったことによるとの知見)	第1準備書面	17	乙34
民訴法	民事訴訟法	答弁書	5	
や				
山中委員	原子力規制委員会の委員である山中伸介委員	第4準備書面	15	
ゆ				
有効性評価審査ガイド	「実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド」	第2準備書面	37	
れ				
令和3年水戸地裁判決	水戸地方裁判所令和3年3月18日判決	第6準備書面	5	甲589